

英米法A

科目ナンバリング FUL-305
選択 2単位

藤木 貴史

1. 授業の概要(ねらい)

西洋の法体系は大きく2つに分かれています。一つは大陸法(Civil Law)であり、ドイツ・フランスが典型です。日本もこちらに属します。もう一つは英米法(Common Law)であり、イギリス・アメリカなどがこちらに属します。本講義では主としてアメリカを取り上げます。

英米法Iでは、映像教材と講義を組み合わせながら、①英米法の特徴と大陸法の違い、②英米法における法の支配の確立過程を理解することを目指します。英米法Iと英米法IIは連続性が強いので、できるだけ両方履修するようにしてください。

※授業は、レジュメを配布して進めます。講義中詳細に触れられない点については、参考書で学習するよう指示することがあります。

2. 授業の到達目標

- ・英米法の基礎的な知識を習得する
- ・英米法を知らない人に対して、英米法の仕組みを説明することができる

3. 成績評価の方法および基準

- ・期末試験: 7割(説明問題/事案問題により、英米法の仕組みを説明できるかを測る)
- ・レポート: 3割(5月ごろにレポートの課題を提示する)

4. 教科書・参考文献

参考文献

伊藤正己・木下毅 『アメリカ法入門[第5版]』 日本評論社(2012年)
樋口範雄 『はじめてのアメリカ法[補訂版]』 有斐閣(2013年)
丸太隆 『現代アメリカ法入門』 日本評論社(2016年)
ステイプン・ファンズワース[笠井修・高山佳奈子訳] 『アメリカ法への招待』 勁草書房(2014年)
樋口範雄ほか編 『アメリカ法判例百選』 有斐閣(2012年)

5. 準備学修の内容

講義前: 45分程度を目安に、参考書の当該箇所を読む。不明点をノートに書きだし、講義において問題点を理解できるようにしましょう。

講義後: 45分程度を目安に、参考書・レジュメの復習。友達・家族に、その日聞いた英米法のおおまかな仕組みを説明できる程度まで復習しましょう。

6. その他履修上の注意事項

【授業に臨む姿勢】

- ・講義中は講義に集中することが求められます。ゲームや私事を見つけた場合には止めるよう注意をします。また、食事は禁止します。(飲み物を飲むのは構いません)。
- ・休まないで出席することは理解の前提となるので、その旨心がけてください。

【関連科目】

・本講義の理解のためには、①日本国憲法、②民法(民法総則、債権各論)、③民事訴訟法などの基礎的知識があることが望ましいです(ただし、これらの科目を履修していない学生でも、この講義を履修して構いません)

7. 授業内容

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 【第1回】 | ガイダンス ― 日本とアメリカ |
| 【第2回】 | 大陸法(civil law)と英米法(common law) |
| 【第3回】 | 陪審(1): 陪審とは何か |
| 【第4回】 | 陪審(2): 裁判員制度との違い |
| 【第5回】 | 法律家の養成(1): ロースクールの仕組み |
| 【第6回】 | 法律家の養成(2): 法曹一元について |
| 【第7回】 | 裁判制度(1): 州裁判所と連邦裁判所 |
| 【第8回】 | 裁判制度(2): クラス・アクション |
| 【第9回】 | 裁判制度(3): 民事訴訟の仕組み |
| 【第10回】 | 英米法の法源 |
| 【第11回】 | 法の支配と英米法の歴史(1): rule of lawとは何か |
| 【第12回】 | 法の支配と英米法の歴史(2): イギリスからの独立 |
| 【第13回】 | 法の支配と英米法の歴史(3): マディソン対マルベリー事件 |
| 【第14回】 | 法の支配と英米法の歴史(4): 違憲立法審査権 |
| 【第15回】 | 法の支配と英米法の歴史(5): 違憲立法審査権の展開 |